協 会 員 代 表 者 ADR 基本契約締結業者 各位

日本貸金業協会 会長 飯島 巖

## 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用開始について

ご高承のとおり、東日本大震災の影響により住宅ローンや事業性ローン等の既往債務を 弁済できなくなり、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった個人債務者 について、法的倒産手続によらずに、債権者と債務者の合意に基づき債務整理を行う手続 を定めた「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が、本日から運用開始されます。

協会員及び ADR 基本契約締結業者の皆様におかれましては、今回運用開始される同ガイドラインの趣旨並びに示された同ガイドラインに関するQ&Aを踏まえ、同ガイドラインが対象とする債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資する観点から、適切に対応していただきますようお願い申し上げます。

なお、同ガイドライン及び同ガイドラインに関するQ&A等につきましては下記をご参照ください。

記

- 1 ガイドライン及びQ&Aの内容 全国銀行協会のホームページでご確認いただけます。
  - ・ ガイドライン http://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/07/15150001.html
  - · Q&A http://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/08/01093000.html

## 2 適用期間

ガイドラインに明示されていませんが、恒久的に運用されるものではありません。震災からの復興状況等を踏まえ、「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」又は「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」を構成する関係者において、協議のうえ適用期間が決定される予定となっております。

## 3 その他

ガイドラインの運用等について、追加・変更・修正等がありましたら、その都度ご案内いたします。

以上